

# LOOB JAPAN 定款・会則

## 第1章 総則

### 第1条(名称)

当会は、LOOB JAPAN(ロオブ・ジャパン)という。日本国内では任意団体として活動し、フィリピン現地法人Love Our Own Brethren Inc.(LOOB Inc.)をパートナー団体とする。

### 第2条(事務所)

当会は、主たる事務所を北海道北見市三楽町126-19に置く。

フィリピン現地法人の事務所は、Lot23 Blk15, NHA2 Mandurriao, Iloilo City Philippinesに置く。

## 第2章 目的及び事業

### 第1条(目的)

当会は、日本とフィリピンの子供、青少年および一般社会人が：

- (1) 文化的かつ教育的な国際交流プログラムを通じ、国籍、年齢、性別、肌の色、信条を超えて相互理解を深め、互いに成長することを目指す。
- (2) フィリピンの低所得者層を対象としたコミュニティ開発、教育・医療支援、環境保護、自立支援などの国際協力プログラムを通じ、奉仕精神を育て、地域の発展に寄与することを目指す。

### 第2条(活動の種類)

当会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 途上国における地域協力・地域交流プログラムの実施  
(ワークキャンプ／スタディツアー／生計支援(養豚・裁縫)事業)
- (2) 途上国の子ども達への教育・医療支援  
(こども教育サポート／こども医療サポート／子供英語アクティビティ)
- (3) 途上国の困難な状況にある地域・世帯への物資支援  
(物資・衣類寄贈／災害支援)
- (4) 国際理解のための日本文化・海外文化の普及  
(語学ボランティア活動)
- (5) 国際協力および国際交流のための募金活動と広報の実施  
(1～4のためのチャリティフリマ、説明会、広報活動)
- (6) 機関紙の発行  
(ニュースレター発行)
- (7) 以上の活動を行う団体への援助活動  
(現地LOOBフィリピンへの援助)
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### 第1条(会員の種類)

当会の会員は、個人および団体を会員とし、次の3種とする。

- (1) 正会員--団体の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員--団体の現地事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 特定事業会員--団体の特定事業を賛助するために入会した個人及び団体  
(A.教育サポート事業 B. 医療サポート事業、C. スモーカーマウンテン支援事業)

### 第2条(入会資格)

当会の目的に賛同する者は、誰でも会員となることができる。

### 第3条(入会手続き)

当会に入会しようとする者は、入会申込書と会費を提出するものとする。

### 第4条(会費)

会員は次のとおりの年会費を支払うものとする。

正会員	10,000円 (団体)
正会員	5,000円 (個人)
賛助会員	5,000円 (団体)
賛助会員	4,000円 (個人)
賛助会員	3,000円 (学生)
特定事業会員	
A. 教育サポート事業	12,000円
B. 医療サポート事業	3,000円
C. スモーカーマウンテン支援事業	10,000円

### 第5条(会費の支払い時期)

当会の事業年度は(1月1日～12月31日)であることから、年会費は毎年1月末までに支払うものとし、年度の途中で入会するときは、その年度の年会費を支払うものとする。

### 第6条(退会と会員資格の喪失)

会員が次の各号に該当する場合には、当会会員の資格を喪失する。

- (1) 退会の旨を事務局に伝えたとき。
- (2) 1年以上会費を滞納したとき。

### 第7条(会費の不返還)

既納の会費は、返還しない。

## 第4章 団体の管理・運営

### 第1条(役員)

当会に、理事3人以上、監事1人以上を置く。

理事長 小林幸恵

理事 玉井義孝

理事 吉田文

理事 岡本さやか

理事 佐藤貴史

理事 松熊貴彦

理事 松本裕子

理事 宮里元気

理事 坪内千佳

監事 小林千恵子

### 第2条(理事会)

理事会は、当会の事業を実行するための施策を決定する。毎年3月31日までに理事会を開催する。

### 第3条(事務局)

理事長は当会を代表し、その業務を総理する。理事が中心となり、北海道、仙台、東京、大阪、福岡に各ブランチ(活動拠点)を置き、当会の運営を行う。

### 第4条(会計)

当会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

### 第5条(事業計画及び予算)

当会の事業計画及び収支予算は、年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

## 第5章 資産

### 第1条(構成)

当会の資産は、次の各号により構成する。

- (1) 設立当初の資産
- (2) 会費
- (3) 寄付
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### 附則

1 この定款は、当会の成立の日(2001年6月1日)から施行する。